

海洋研究開発機構の見直し内容（案）と現行の中期目標・中期計画との関係【海洋研究開発機構】

現行の中期目標・中期計画	見直し内容（案） （次期中期目標・中期計画の方向性）
<p>（中期目標）</p> <p>II 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 海洋科学技術に関する基盤的研究開発</p> <p>（1）重点研究開発領域の設定と目標</p> <p>機構は、海洋を中心とする水圏及び海洋と密接に関連する気圏の変動から見た地球環境変動の解明、海底からの観測等による地圏の構造と変動の解明、表層から深海底、さらには地下圏へと広がる生物圏の構造と役割の解明等に向けて、<u>海洋を中心とした地球システムについて、研究成果を国民・社会に還元することを</u>見据えて、<u>総合的に研究を行う</u>。また、海洋資源の探査・活用技術に関する研究開発を推進するとともに、海洋科学技術に関する基礎的な研究開発力を強化する。</p> <p>また、機構は、海洋に関する基盤的な技術開発力を強化するほか、海洋を中心とした地球システムに関し、広範な環境下での研究を可能とする基盤技術などの研究開発を、国民生活や産業の発展に貢献し、我が国の海洋分野の技術力を牽引する観点から総合的に行う。</p> <p>目標期間中に、関連する研究及び開発と連携し、<u>研究開発の進捗管理を徹底した上で、以下の研究開発プロジェクトに重点的に取り組む。</u></p>	<p>第1 事務及び事業の見直し</p> <p>1 役割の明確化及び研究内容の重点化</p> <p>本法人は、平和と福祉の理念に基づき、海洋に関する基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等の業務を総合的に行うことにより、海洋科学技術の水準の向上を図るとともに、学術研究の発展に資することを目的としており、その研究は、地球環境変動、地球内部ダイナミクス、海洋・極限環境生物圏、海洋資源、地震津波・防災等の様々な分野にまたがり、かつ基礎的内容から応用・発展的内容にまで及んでいる。このような状況を踏まえ、他の研究機関の役割にも留意しつつ、貴重な財政資源を効率的かつ効果的に活用し、政府全体として研究活動の成果の最大化を図る観点から、<u>本法人が保有する施設及び設備を踏まえた独自の役割を次期中期目標において明記することとする</u>。さらに、その役割及び他の研究機関の研究内容を踏まえ、<u>本法人が真（しん）に担うべき研究を次期中期目標において明記し、当該研究に重点化することとする</u>。</p> <p>2 具体的な目標設定等</p> <p>現行中期目標においては、研究を実施することや国際計画に貢献すること自体が目標とされているなど、評価の際に研究の進捗状況等の検証が困難なものとなっている。このため、次期中期目標においては、目標の達成度に係る客観的かつ的確な評価を行う観点から、<u>達成すべき内容や水準等を具体的に明記した上で、可能な限り定量的な指標を設定することとする</u>。</p>

<p>(中期計画)</p> <p>(4) 事業等の見直しについては、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)等に基づき、以下について着実に実施する。</p> <p>c. 学術研究船「白鳳丸」及び「淡青丸」については、そのうち1隻についてその運航業務の外部委託を行う。</p> <p>d. 機構が保有する7隻の船舶において実施される学術研究の課題の申請受付・審査・決定に関する業務の東京大学海洋研究所への一元化が円滑に実施されるよう、同所への必要な協力を行う。また、業務全体の効率化を図るため、予算および要員も含め、関係組織及び業務実施の在り方について検討し、その結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。</p> <p>参考:独立行政法人整理合理化計画 (平成19年12月24日閣議決定)</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>海洋研究開発機構が保有する船舶(7隻)において実施される学術研究の課題の申請受付・審査・決定については、東京大学海洋研究所において一元的に実施する。</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>海洋研究開発機構が保有する船舶のうち、東京大学海洋研究所より移管された学術研究船(2隻)については、その運航業務の外部委託化を計画的に進め、特に、次期中期目標期間中に1隻について外部委託を行う。</p>	<p>3 前回の勧告の方向性において指摘した事項</p> <p>学術研究課題の審査等の一元化及び学術研究船の運航業務に係る外部委託化については、<u>引き続き検討を進め、早期に結論を得ることとする。</u></p> <p>参考:前回の勧告の方向性 第2 事務及び事業の見直し</p> <p>2 学術研究課題の審査等の一元化</p> <p>海洋研究開発機構が保有する船舶(7隻)において実施される学術研究の課題の申請受付・審査・決定については、これまで東京大学海洋研究所と海洋研究開発機構で分担して実施されていたが、「海洋研究船委員会取りまとめ」(平成19年6月22日科学技術・学術審議会海洋開発分科会海洋研究船委員会)を踏まえ、業務の効率化等の観点から、同研究所において一元的に実施するものとする。これに伴い、海洋研究開発機構について、予算及び要員も含め関係組織を見直し、業務全体の効率化を図るものとする。</p> <p>5 学術研究船の運航業務に係る外部委託化</p> <p>海洋研究開発機構が保有する船舶のうち、東京大学海洋研究所より移管された学術研究船(2隻)については、業務運営の効率化及び経費削減の観点から、その運航業務の外部委託化を計画的に進め、特に、次期中期目標期間中に1隻について外部委託を行うものとする。</p>
<p>(中期目標)</p> <p>Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>2 柔軟かつ効率的な組織の運営</p> <p>研究開発業務については、経営陣の明確な責任分担の元、計画の実施状況を適</p>	<p>第2 業務実施体制の見直し</p> <p>1 研究拠点等の整理・統合等</p> <p><u>研究拠点等については、研究内容の重点化及び組織の再編に合わせて整理・統合し、業務運営の効率化及び経費の削減に努めることとする。特に、横浜研究所</u></p>

<p>切に把握するとともに、適切な評価を実施することで、効率的な運営ができるよう、プロジェクト管理を強化する。</p> <p><u>存在意義の薄れた部署、非効率的な部署が生じた場合は拡充・新設の必要性の生じた部署等に的確に再編していく。</u></p>	<p>に設置されている地球シミュレータセンター及び地球情報研究センターについては、それぞれの開発・運用機能や研究情報の管理・公開機能を統合することとする。</p>
<p>(中期計画)</p> <p>V その他業務運営に関する重要事項</p> <p>6 契約の適正化</p> <p><u>「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、機構が締結する契約については、真（しん）にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札等によることとし、随意契約によることができる限度額等の基準を国の基準と同等とし、契約の適正化を行うこととする。また、随意契約見直し計画を踏まえ、複数年度契約の導入をするとともに、その取り組み状況をウェブサイトにて公表する。</u></p> <p>参考:独立行政法人整理合理化計画 (平成19年12月24日閣議決定)</p> <p>【随意契約の見直し】</p> <p>独立行政法人の契約は、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によることとし、各独立行政法人は、随意契約によることができる限度額等の基準について、国と同額の基準に設定するよう本年度中に措置する。</p>	<p>2 契約の適正化</p> <p>本法人の契約については、一者応札・応募の割合が他の法人と比べて特に高い水準にあり、特に、船舶の運航業務及び調査支援業務については、業務開始当初から委託先が同一の企業に固定化されている。このため、<u>一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、研究開発の特性も踏まえた上で、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等を行い、その状況を公表することとする。</u></p>